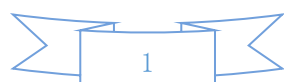


コンプライアンスの手引き

学校法人 追手門学院



目次

I	本手引きについて	3
II	コンプライアンスとは	3
III	コンプライアンス違反と関連規程について	4
IV	通報制度について	7
IV	まとめ	8

I 本手引きについて

本手引きは、コンプライアンスについての解説および学校法人追手門学院（以下、学院という。）における、基本的なコンプライアンスについての考え方、対応について記載しています。また、巻末には各コンプライアンス関連の規程等や、実際にコンプライアンス違反を見つけた場合、またコンプライアンス違反に巻きこまれた場合の対応についても掲載しています。

ぜひ、この手引きを一読し、学院の一員として、自分自身がそして所属する学院が、社会から信頼され続けるために、日常の中で、コンプライアンスを意識し推進してください。

II コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、そもそも何でしょうか。コンプライアンスの定義は①法令・規程等の遵守に限定する狭義の考え方、②法令遵守に加えて社会的規範・倫理の遵守も含める広義の考え方のふたつがありますが、学院は教育機関として社会的責任が重大であるため、②の広い意味でのコンプライアンスを採用します。

・ コンプライアンスの対象

コンプライアンスは、職位や職務に関係なく、学院に所属するすべての構成員が等しく対象となります。

また、コンプライアンスは就業時間中だけが対象となるわけではありません。就業時間外であっても対象となります。ステークホルダーの目は至るところにあります。例えば、就業時間外に路上喫煙を行っている者が、学生に路上喫煙を注意できるでしょうか。就業時間外であっても学院の構成員として、責任と倫理観を持った行動を心がけることが必要です。

・ 追手門学院倫理憲章

法令や業務に関する規程・ルールを遵守しコンプライアンスを推進していくためには、各人が正しい倫理観を持つことが重要です。倫理観は人それぞれ、感覚の違いによりさまざまと思われるかもしれませんが、たしかに、倫理観は人によって異なりますが、社会の公器として存在する以上、組織としての統一した倫理観が必要です。

学院には倫理観の基準となる「追手門学院倫理憲章」があります。この「追手門学院倫理憲章」は、『本学院が教育事業を行う上で、すべての教職員が遵守し、実践すべき普遍的な規範』と定めています。

つまり、「追手門学院倫理憲章」は学院のコンプライアンス上、大原則であり、法律でいう憲法に相当します。これまで日々の業務の中で、あるいは生活の中で、「追手門学院倫理憲章」を意識することは少なかったかもしれません。この機会に「追手門学院倫理憲章」について考え、日々の行動のベースに置いていただきたいと思います。

Ⅲ コンプライアンス違反と関連規程について

前項で、コンプライアンスについて、説明しましたが、具体的なコンプライアンス違反とはどういったケースがあるのでしょうか。一概にコンプライアンス違反と言ってもさまざまな種類があります。前述したように、学院には「追手門学院倫理憲章」があり、全教職員が拠って立つべき基本的な原則が定められています。そして、さらにそれを補完するために諸規程が定められています。ここでは、代表的なコンプライアンス違反とそれに関連する規程について紹介していきます。

・ ハラスメントについて

ハラスメント（Harassment）とはさまざまな場面での「嫌がらせ、いじめ」のことを言います。代表的なものは、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント、そして教育の現場ではアカデミックハラスメント等があります。すべてのハラスメントに共通することは、自らが行った行動・発言等が、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることです。そして、それは自分自身の意図によるものかどうかは関係なく、受け取る側がどう感じるかが問題となります。

学院では、ハラスメントを防ぐために『追手門学院ハラスメント防止規程』を定めています。「まさか自分が・・・」とは思わずに、今一度関連規程を確認し、他者を思いやった行動を心がけてください。

関連規程等 : 追手門学院ハラスメント防止規程

- **個人情報の取り扱いについて**

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、年齢、住所、連絡先、顔写真、生年月日、経歴、学業成績あるいは勤務評価、その他の記述により特定の個人が識別されるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもので、文書、図書、写真、フィルム、磁気媒体並びに機械処理された記録すべてを含む)のことを指します。

昨今、大手企業からの大規模な顧客情報の流出事件、公立高校の教員による大学の合否結果の流出事件、近隣の大学等でも少なくない数の個人情報流出事件が起き、大きな社会問題となっています。学校法人では、日々の業務の中で、教職員ともに多くの個人情報を扱っています。また、大規模な個人情報の流出だけではなく、例えば電話で、「そちらに〇〇さんという職員は在籍でしょうか」、「〇〇さんという学生さんはいらっしゃいますか」と言った問いに答えることも、場合によっては個人情報の流出につながります。

学院では、個人情報について『学校法人追手門学院における個人情報の保護に関する規則』および『学校法人追手門学院における個人情報取扱運用細則』を定めています。自分は大丈夫と考えるのではなく、今一度関連規程に目を通し、個人情報の取り扱いについて十分注意してください。

関連規程等 : 学校法人追手門学院における個人情報の保護に関する規則
学校法人追手門学院における個人情報取扱運用細則

- **ソーシャルメディアの使用について**

ソーシャルメディアは、Twitter や Facebook に代表される、インターネット上で個人の発信をもとに不特定多数のユーザーがコミュニケーションを行うことが可能なメディアのことをいいます。便利さの反面、不適切な投稿や炎上などがあつてを絶ちません。また、前述の個人情報の取り扱いにも関連しますが、Twitter や Facebook に無許可で他人の個人情報を掲載するのは個人情報保護の観点からも決して行ってはいけないことです。

学院では、ソーシャルメディアの運用について、『追手門学院ソーシャルメディアポリシー』および『追手門学院ソーシャルメディアガイドライン』を定めています。ソーシャルメディアに投稿する際は、今一度関連規程を確認し、学院の構成員として、倫理観から外れた投稿でないか意識しながら、ソーシャルメディアの運用を行ってください。

関連規程等 : 追手門学院ソーシャルメディアポリシー
追手門学院ソーシャルメディアガイドライン

- 研究倫理について

研究倫理とは、研究者として守らなければならない社会的な倫理規範のことです。本来、学校で行われる研究は自由であるべきですが、学校は極めて公益性の高い団体であり、いかなる研究のためであっても社会的な倫理規範を守らなければなりません。中でも身近にある研究倫理に反する行為としては、「研究における不正行為」と「公的研究費の不正使用」の2つがあります。

「研究における不正行為」については、昨今、学生の間でも罪の意識がないコピーによる論文等の盗用が横行していますが、学生だけではなく、社会的に有名な研究者であっても論文の盗作問題、無断引用が実際に起きています。論文は著者の知的財産であり、決してその権利を侵害してはいけません。また、個人情報等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法、起こりうる不利益について分かりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければならないとされる、インフォームド・コンセントの問題もあげられます。

また、「公的研究費の不正使用」についても後を絶たず、社会問題として大きく取り上げられています。意図的に行われる悪質なものはもちろん許されるものではありませんが、悪意がなくとも研究資金についてのルールが無知に起因して発生するケースや、そもそも公的研究費を研究者自らが確保した資金であると勘違いする意識の問題があります。そのため、公的研究費を受ける以上、その原資が税金であることを十分に認識し、そのルールについてしっかりとした知識を身につける必要があります。

学院では、研究者が遵守すべき倫理の基準をまとめた『追手門学院大学研究倫理規程』を定めています。また文部科学省では『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン』『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』を公開しています。今一度、関連規程および文部科学省のガイドラインを熟読し、研究目的および研究方法が倫理観から外れてはいないか、公的研究費を適正に使用できているかを確認し、研究活動を行ってください。

関連規程等 : 追手門学院大学研究倫理規程
追手門学院大学研究倫理委員会規程

文部科学省 : 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン
(実施基準) (平成 26 年 2 月 18 日改正)

http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

研究機関における不正行為への対応等に関するガイドライン
(平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定)

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

IV 通報制度について

自分自身は学院の一員として、コンプライアンスに沿った行動をしていた場合であっても、他の教職員の重大なコンプライアンス違反を見つけてしまったら、どうすればいいのでしょうか。自分は、コンプライアンス違反を犯していないから問題ないと無視すればいいのでしょうか。でも少し待ってください。その無視をする行為自体が倫理観から外れているのです。無視すれば、貴方もコンプライアンス違反者の仲間入りです。では、その時どうすればいいのでしょうか。部下や同僚であれば注意することもできるでしょう。しかし、さまざまな複合的な理由から注意しにくい相手であった場合はどうすればいいのでしょうか。

学院には、法令違反行為に対する通報については『学校法人追手門学院公益通報者保護規程』があり、それに基づいた公益通報制度が整備されています。通報という行為はともすれば「仲間を売る、裏切る」といった行為に思えたり、隠し通すことが組織を守るという誤った考えを持たれたりすることがありますが、違反を正すことこそが組織を救うということ忘れてはなりません。また通報することが自らの身を危うくするのではという不安に駆られるかもしれませんが、前述の保護規程によっていかなる不利益な扱いも受けないことが保証されています。法令違反行為に対する通報窓口は内部監査室及び学院の委託する法律事務所になります。

また法令違反でなくとも、社会的規範・倫理の遵守から逸脱した広義のコンプライアンス違反については、総務課が窓口となります。

もし、見過ごせないコンプライアンス違反を見つけた場合や自分の力だけではどうにもならない場合は、この公益通報制度等を活用し、学院からコンプライアンス違反を根絶しましょう。

関連規程等 : 学校法人追手門学院公益通報者保護規程

学院の公益通報制度に関するホームページ掲載情報

<http://www.otemon.jp/kansa/koueki/index.html>

法令違反に関する通報窓口 : 追手門学院 内部監査室

TEL:072-641-7461 FAX:072-641-9168

MAIL: gyomukansa@otemon.ac.jp

山口利昭法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 5-1-9

新日本曾根崎ビル 8階

TEL:06-6367-5381 FAX:06-6367-5382

MAIL: hotline008@yamaguchi-law-office.com

コンプライアンス全般に係る窓口 : 追手門学院 総務課

TEL:072-641-9608 FAX:072-643-9414

MAIL: somu@otemon.ac.jp

IV まとめ

追手門学院は、こども園から大学院までを擁する歴史と伝統を誇る学校法人です。その長い歴史を通して数多くの卒業生を社会へ送り出してきました。そのことにより培った社会からの信頼、そしてその信頼に裏付けられたブランド力は、とても大きなものです。その信頼やブランド力を、一時の誘惑や感情、私的な利益のために壊してしまうことは、社会と卒業生・在学生に対する最大の裏切り行為です。そのためにも私たちは常にコンプライアンスを意識し行動しなくてはなりません。

最後となりますが、職位・職務に関係なく、学院に所属するすべての『私たち自身』がコンプライアンスを意識し、そして行動していかなくてはなりません。今一度、自分が学院の一員であることを意識し、日々の職務に誠実かつ公正に取り組み、広く社会とステークホルダーに信頼される学院であり続けるよう力を結集していきましょう。

< 2016年3月1日作成 学校法人追手門学院 総務課 >